

学校法人大覚寺学園 任期制教育職員に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「大学教員任期法」という。）第5条第2項、第4条第1項第1号の規定に基づき、嵯峨美術大学及び嵯峨美術短期大学（以下「本学」という。）において任期を定めて雇用する教育職員に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における教育職員とは、大学教員任期法の規定に基づき任期を定めて任用する教育職員（以下「任期制教育職員」という。）をいう。

（雇用種別、職位、所属、任期及び学内関連規程等）

第3条 任期制教育職員の雇用種別、職位、所属、任期及び学内関連規程等は、別表のとおりとする。

2 別表に規定する任期は、任期制教育職員が当該任期中にその意思により退職することを妨げない。

3 任期の満了した任期制教育職員は、第6条の規定に基づき再任用された場合を除き、任期満了時に退職する。

（任用の同意）

第4条 任期制教育職員を雇用する場合は、別に定める雇用契約書並びに承諾書等により、当該雇用される者の同意を得なければならない。

（任用手続）

第5条 任期制教育職員の任用に関する事項は、別に定める。

（再任用）

第6条 任期制教育職員の再任用に関する事項は、別表によるほか、別に定める就業規則等において定める。

（その他の事項）

第7条 任期制教育職員において、この規程に定めのない事項については、就業規則等において定める。

（公表）

第8条 この規程は、大学教員任期法第5条第4項の規定により、本学のホームページ等に掲載し、広く周知を図るものとする。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

〔大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「大学教員任期法」という。）第5条第2項、第4条第1項第1号の規定に基づき、法人が設置する各大学において、任期を定めて雇用する教育職員の任期等を定めるため制定。〕

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

別表

雇用種別	職位	所属	任期	再任用の可否	学内関連規程
特別任用 教員	教授 准教授 講師	嵯峨美術大学大学院 嵯峨美術大学 嵯峨美術短期大学	1年以内	可 通算5年（特別任用教員就業規則第2条第1項第4号に規定する者は通算10年）を限度に再任用を可とする	特別任用教員就業規則
任期付専任教員	教授 准教授 講師	嵯峨美術大学大学院 嵯峨美術大学 嵯峨美術短期大学	3年以内	可 通算10年を限度に再任用を可とする	任期付専任教員就業規則
非常勤講師	講師	嵯峨美術大学大学院 嵯峨美術大学 嵯峨美術短期大学	1年以内	可	非常勤教師雇用契約及び給与規程 非常勤教員謝礼支給内規・講師謝礼支給基準